

肝炎治療特別促進事業委託契約書

山口県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、「山口県肝炎治療特別促進事業実施要綱」 (以下「実施要綱」という。) に基づく業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務 (以下「業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
(1) 実施要綱第4に該当し、実施要綱第7による甲の認定を受けようとする者に係る診断書の作成
(2) 実施要綱第7により甲の認定を受けた患者 (以下「認定患者」という。) に対する治療及びその処方に基づく調剤

(委託期間)

第2条 業務の委託期間 (以下「委託期間」という。) は 年 月 日から 年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の1か月前までに甲または乙から解約の意思表示のないときは、引き続き向こう1か年は同一の条件で契約を更新したものとし、次年度以降においても同様とする。

(委託料)

第3条 乙が認定患者に対して行った業務に係る費用のうち甲に請求することができる額は、実施要綱第6に定める方法により算出した額とする。

(委託料の請求及び支払)

第4条 乙は、各月に行った業務に要した費用を請求するときは、甲が審査支払事務を別途委託した社会保険診療報酬支払基金又は山口県国民健康保険団体連合会 (以下「審査支払機関」という。) に、所定の診療報酬請求書及び診療報酬請求明細書により行うものとする。
2 甲は、前項の定めにより、乙からの請求を受理した審査支払機関が発行する適法な請求書を受理したときは、甲と審査支払機関との間で締結した審査支払事務に関する契約内容に従い、速やかに委託料を支払うものとする。

(情報提供)

第5条 甲は、業務に関する情報について、研修会等の開催等により積極的に乙に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

..... 年 月 日

委託者 山口県
山口県知事 村岡嗣政

受託者 所在地
医療機関名

代表者名 印

(法人にあつては法人名及び代表者名)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。